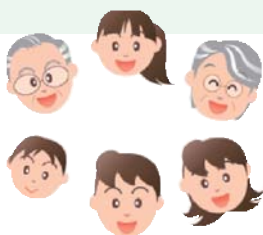


マイナンバー（社会保障・税番号制度）が 本年度から利用されるようになります

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112



マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。そこで、マイナンバー制度が始まるとどうなるのかについて、説明します。

1 マイナンバーとは？

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。

マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、変更されませんので、大切にしてください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2 マイナンバーは何のために導入されるの？

3つのメリットがあります。

①公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不正に免れることや給付を不正に受けることを防止します

②国民の利便性の向上

申請時の添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます

③行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要していた時間や労力が大幅に削減されます

3 自分のマイナンバーはどう知るの？

平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。市町村から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。住民票の住所と異なるところにお住いの場合には、住民票を移しておいてください。



4 マイナンバーはいつから誰がどこで使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。その中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

○国や地方公共団体などで利用します。

このため、皆様は年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

○民間企業でもマイナンバーを取扱います。

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、保険会社等でも、利子・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要となりますので、勤務先や保険会社、金融機関などにご本人やご家族のマイナンバーの提示を求められる場合があります。

今回は、マイナンバー制度の概要をお話ししました。次回は、セキュリティやマイナンバーの通知カードや個人番号カードについてお話しします。